

愛知県立豊田北高等学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は愛知県立豊田北高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と向上をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次に掲げる者をもって組織する。
1 正会員 愛知県立豊田北高等学校に入学した者。
2 特別会員 愛知県立豊田北高等学校教職員及び、かつて本校に在職した教職員。
3 名誉会員 本会が推薦した者。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 総会
2 会報および会員名簿の発行
3 表彰および弔慰
4 講演会・講習会の開催
5 その他必要な事項
- 第5条 本会の本部を愛知県立豊田北高等学校内に置き、会員多数居住の地方に支部を置くことができる。

第2章 役員

- 第6条 本会は会員中より次の役員を置く。
1 会長 1名
2 副会長 3名
3 書記 2名
4 会計 2名
5 理事 若干名
6 幹事 各卒業年次より2名
7 監査 2名
- 第7条 現在の学校長を含む顧問若干名を置くことができる。
- 第8条 本会の役員は次のように選出する。
1 会長・副会長は幹事総会において選出し、総会の承認を得る。任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2 理事および監査は幹事総会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
3 幹事は各回卒業生の中より選出する。任期は特に定めない。幹事は後任を選出せずして辞任することはできない。
4 書記・会計は各2名を理事より互選、又は母校職員中より会長が委嘱する。
- 第9条 1 会長は本会を代表し、皆無を統轄し、必要に応じて理事会（会長・副会長・書記・会計・理事・顧問）、幹事総会（理事会構成員・幹事）および総会を招集する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3 理事は理事会を組織し、企画の審議・会務の運営等を行う。
4 書記は本会の記録・その他の庶務を行う。
5 会計は本会の会計・その他の庶務を行う。
6 幹事は本会の重要事項を協議し、各自所属の卒業年次の事務を分掌する。
7 監査は会計を監査するとともに総会において報告する。

第3章 総会

- 第10条 本会は毎年1回総会を開く。必要があるときは会長は臨時総会を招集する。
- 第11条 本会の決議は総会出席者の過半数の承認によって可決される。
- 第12条 次の事項は総会において承認を得なければならない。
1 前年度の収支決算
2 前年度の会務報告
3 本年度の予算
4 その他重要事項

第4章 会計

- 第13条 本会の経費は入金および運営費並びに寄付金をもってこれにあてる。但し、総会費および臨時会費等はその都度臨時徴収することができる。
- 第14条 本会正会員は入会に際して入会費として金3,000円を納入する。（周年行事費1,000円を含む。）かつ卒業時に同窓会運営費として5,000円を納入する。
- 第15条 本会の経費の支出は総会において決定された予算に基づいて行う。
- 第16条 理事会の承認があれば必要に応じて経費の支出を行う。
- 第17条 本会の会計年度は総会より翌年の総会までとする。会計の報告は次年度の総会または会報において行う。

第5章 附則

- 1 会員は住所、氏名、勤務先などに変更ある時は速やかに本部に報告しなければならない。
- 2 本会の会則変更は理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3 本会則は昭和57年3月2日より施行する。
- 4 本会則は平成4年10月11日一部改正を行った。
- 5 本会則は平成10年8月10日一部改正を行った。
- 6 本会則は平成21年8月10日一部改正を行った。
- 7 本会則は平成22年8月9日一部改正を行った。
- 8 本会則は平成23年8月22日一部改正を行った。

以下の規定は、平成4年度総会において承認された。

■慶弔規定

- 1 会員死亡の場合
本部事務局に会員死亡の連絡があった場合、告別式に間に合えば、弔電をおくる。
- 2 特別会員死亡の場合
供花、又は、香典をおくる。
- 3 特別会員退職の場合
記念品料として10,000円を贈る。
- 4 その他
会長の決するところにより、慶弔、慰労、および顕彰することができる。
※本規定は平成21年8月9日に一部改正を行った。

■部活動の全国規模の大会・発表会に出場する生徒の激励について

- 1 東海大会以上に出場する生徒に対して、東海大会は個人5,000円、団体20,000円、全国大会は個人5,000円、団体20,000円の激励金を贈呈する。
- 2 1の規定は原則として、学校が活動を認めている部活動に適用されるが、会長が校風の発揚に寄与すると認めれば、その他の場合についても適用できる。
※本規定は平成25年11月10日に一部改正を行った。

■各代毎の懇親会の補助について

- 1 各代毎に懇親会を開催する場合、事務局に連絡があれば、開催の補助として20,000円支出できる。但し、その支出にあたっては開催の要項（案内書の原稿等）の提出を要する。